

# 経営事項審査制度の改正について

国土交通省総合政策局建設業課

# 経営事項審査の改正のポイント

## 改正の目的

○公共工事の企業評価における「物差し」として、公正かつ実態に則した評価基準の確立

○生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押し

## (1) 評価項目及び基準の見直し

完工高、利益、資本ストックをバランス良く加味した規模評価 (X1、X2)

- ・完工高(X1)のウエイトを0.35から0.25に、上限金額を2000億円から1000億円に引き下げ
- ・X2の指標として、利益額(EBITDA)、自己資本額を評価

企業実態を的確に反映した経営状況評価(Y)

- ・負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量を評価できる8指標による新たな評価体系
- ・企業実態に即した評点分布となるよう(例:小規模企業において高すぎる評点が出ないようにする。)評点分布を見直し

よりの確な技術力評価(Z)

- ・元請のマネジメント能力を評価する観点から、新たに元請けの完工高を評価
- ・技術力(Z)のウエイトを引き上げ
- ・法令に基づく制度化を前提に、基幹技能者を優遇評価
- ・1人の技術者を複数業種で重複カウントすることを2業種までに制限
- ・技術職員数における激変緩和措置を廃止

社会的責任の果たし方によって差のつく評価(W)

- ・労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大するとともに、W全体の評点を引き上げ
- ・法令遵守状況を評価対象に追加
- ・会計監査人の設置等、経理の信頼性向上の取組みを評価

## (2) 虚偽申請防止の徹底

虚偽申請を行いにくい制度設計

- ・経理の信頼性向上の取組み(会計監査人の設置等)を評価

虚偽申請に対するペナルティ強化

- ・虚偽申請を行った場合の営業停止期間を15日から30日に拡大

## (3) 企業形態の多様化への対応の徹底

経営状況の連結評価

- ・会社法上の大会社かつ有価証券報告書提出会社は、経営状況を連結決算で評価

新たな企業集団評価制度の創設

- ・一定の企業集団に属する連結子会社は経営状況を、連結財務諸表により評価。その他の評価項目は、子会社の実際の数値で評価

## (4) その他

申請負担の軽減

- ・経営事項審査のための提出書類の見直し

## (5) 施行日

- ・平成20年4月1日より施行

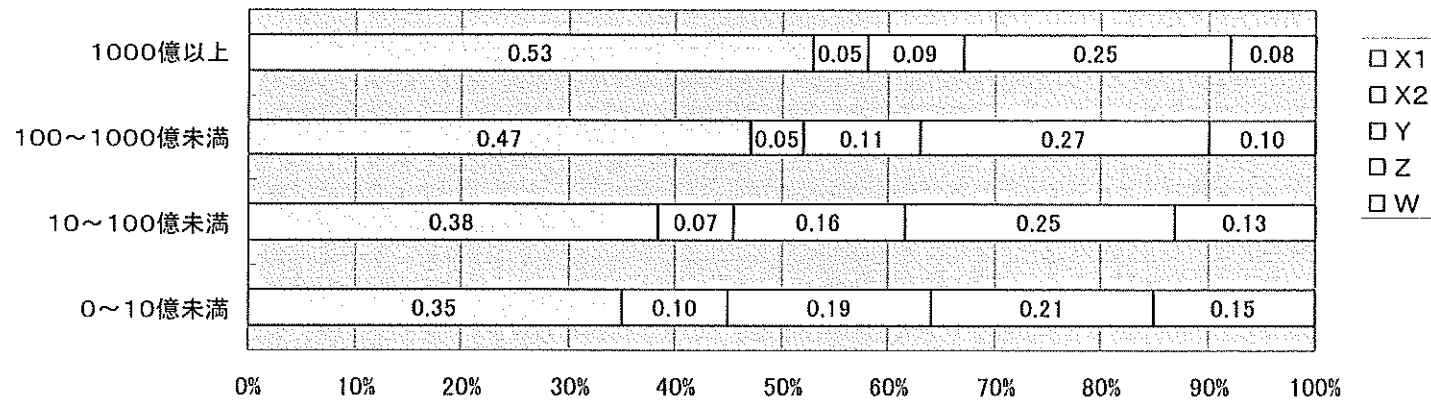
## 評価項目及び基準の改正概要

	現行			改正案			
	ウエイト	評点幅	評価内容	ウエイト	評点幅	評価項目	備考
X 1	0.35	2,616点 ↓ 580点	・完成工事高（業種別）	0.25	2,268点 ↓ 390点	・完成工事高（業種別）	・ウエイトを0.35から0.25へ引き下げ ・評点の上限（現行2000億円）を1000億円に引き下げ ・小規模業者間で完工高の評点に差が付くよう評点テーブルを修正（最低点を390点に引き下げ）
X 2	0.1	954点 ↓ 118点	・自己資本額／完工高 ・職員数／完工高	0.15	2,280点 ↓ 454点	・自己資本額（＝純資産額） ・利払前税引前償却前利益 ＝営業利益＋減価償却費	・自己資本、利払前税引前償却前利益の金額をそれぞれ数値化し、1：1で合算 ・中小業者の層で極端な差がつかないよう評点テーブルを設定 ・現行の職員数の評価項目は廃止
Y	0.2	1,430点 ↓ 0点	・売上高営業利益率 ・総資本経常利益率 ・キャッシュ・フロー対売上高比率 ・必要運転資金月商倍率 ・立替工事高比率 ・受取勘定月商倍率 ・自己資本比率 ・有利子負債月商倍率 ・純支払利息比率 ・自己資本対固定資産比率 ・長期固定適合比率 ・付加価値対固定資産比率	0.2	1,593点 ↓ 0点	・純支払利息比率 ・負債回転期間 ・売上高経常利益率 ・総資本売上総利益率 ・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 ・営業キャッシュフロー（絶対額） ・利益剰余金（絶対額）	・特定の評価項目（固定資産等）への偏りを緩和し、負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性及び絶対的的力量を評価できる8指標を選定 ・ペーパーカンパニーが過大な評価にならないなど、企業実態を反映した評点分布となるよう評点幅等を見直し ・会計基準によって差が生じにくい制度設計
Z	0.2	2,402点 ↓ 590点	・技術職員数（業種別）	0.25	2,366点 ↓ 450点	・技術職員数（業種別） ・元請完工高（業種別）	・元請のマネジメント能力を評価する観点から新たに元請完工高を評価 ・技術者数と元請完工高をそれぞれ数値化し、4：1で合算 ・技術者の重複カウントは一人あたり2業種までに制限 ・省令に位置付けられた講習を修了した基幹技能者を優遇して評価 ・監理技術者講習受講者を優遇して評価 ・評点テーブルを線形式化
W	0.15	987点 ↓ 0点	・労働福祉の状況 ・工事の安全成績 ・建設業の営業年数 ・公認会計士等数 ・防災活動への貢献の状況	0.15	1,750点 ↓ 0点	・労働福祉の状況 ・建設業の営業年数 ・防災活動への貢献の状況 ・法令遵守の状況 ・建設業の経理に関する状況 ・研究開発の状況	・それぞれの項目について加点幅・減点幅を拡大するとともに、評点の上限を引き上げ、社会的責任の果たし方によって差のつきやすい制度設計とする ・自己申告による評価項目（工事安全成績、資金不払状況）は廃止 ・労働福祉の状況は評価項目を整理統合（退職一時金制度と企業年金制度） ・法令遵守の状況は、審査対象年における建設業法に基づく監督処分状況を評価 ・建設業の経理に関する状況は、現行の社内で雇用する公認会計士等の数の評価に加え、会計監査人又は会計参与を設置している場合、有資格の経理実務責任者による会計のチェックがなされている場合に加点 ・研究開発の状況として、研究開発費の金額を評価。評価対象は会計監査人設置会社に限定

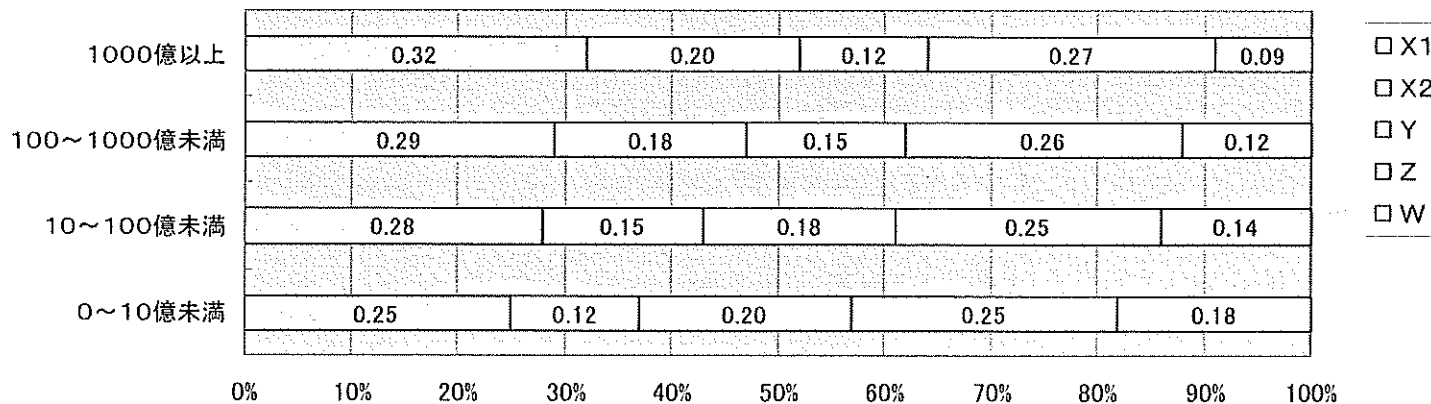
## 各評点項目の実質ウエイト

- 大企業においてはX1(完工高)の実質ウエイトを大幅に引き下げる一方、X2(利払前税引前償却前利益・自己資本)の実質ウエイトを相対的に高くする
- 中小企業においては、W(社会性等)の実質ウエイトを相対的に高くする

【現行】



【改正後】

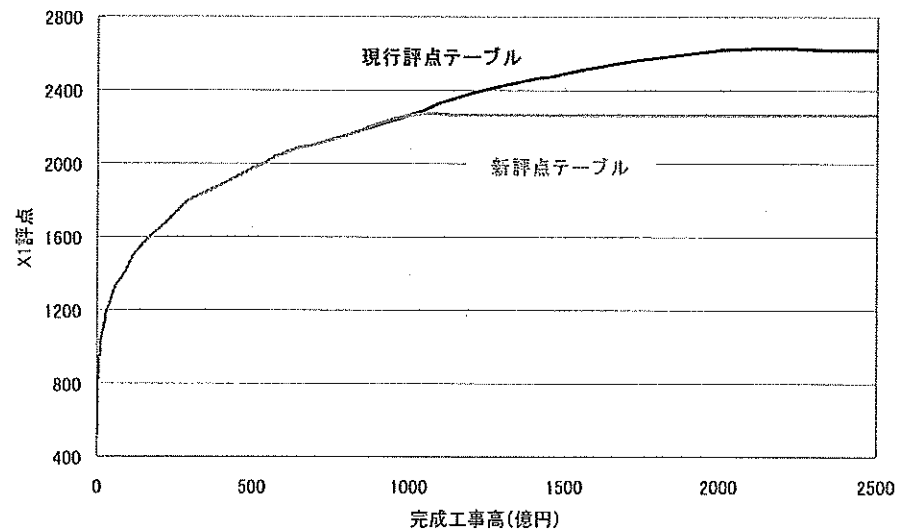


## 各評価項目の評点分布(X1)

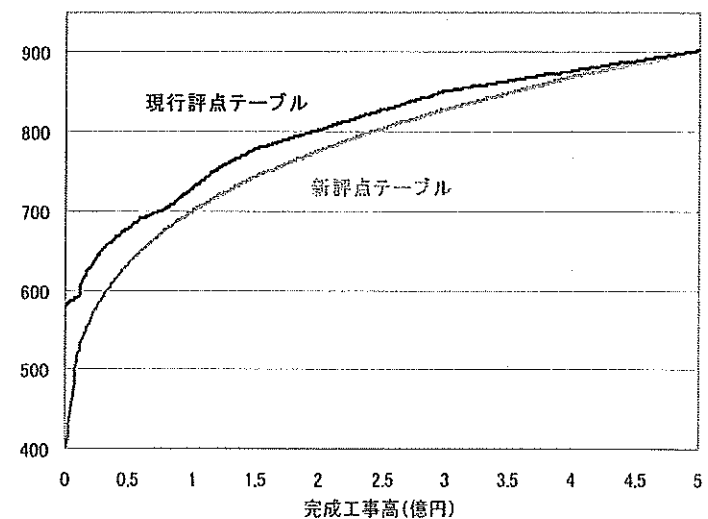
○評価の上限(現行:完工高2000億円、評点2616点)を1000億円、2268点まで引き下げる

○小規模事業者間の間でも、適正な競争が行われるよう、完工高5億円未満の層について、完工高に応じて差がつく評点テーブルに設計

新旧評点テーブル(全体図)



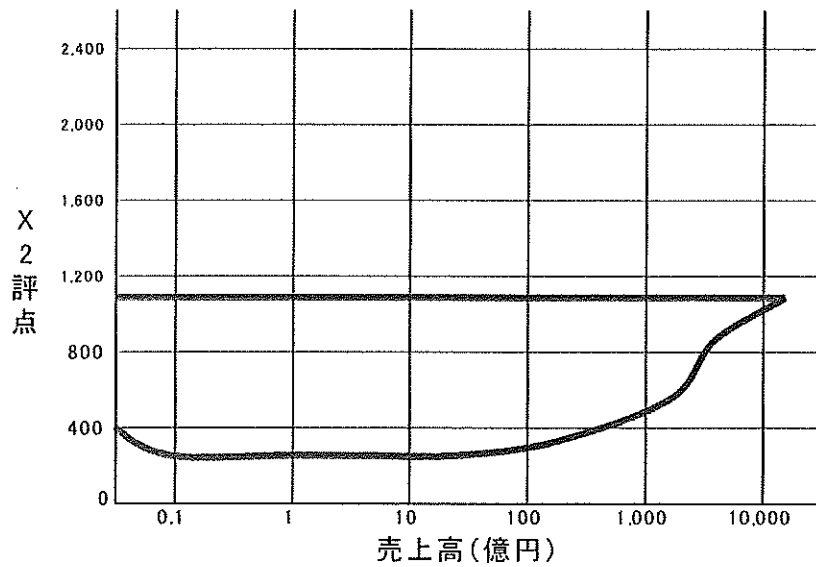
新旧評点テーブル(完工高5億円以下の部分)



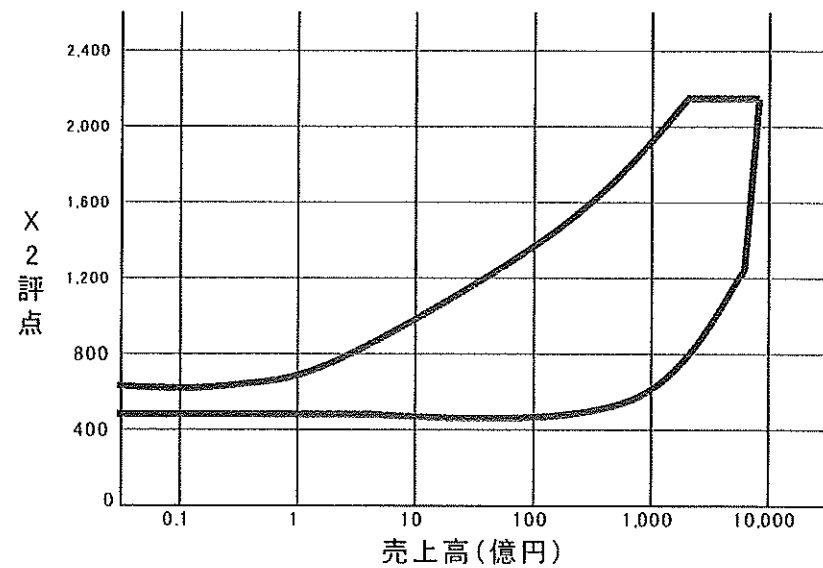
## 各評価項目の評点分布(X2)

- 評価項目を現行の①自己資本／完工高・②職員数／完工高から、自己資本と利払前税引前償却前利益の絶対額に改正
- 評点幅を現行118～954から454～2280に拡大。売上高が小さい層では、評点の差がそれほどつかないように評点テーブルを設計
- 売上高が大きい層では評点に差がつきやすいよう評点テーブルを設計

【現行】



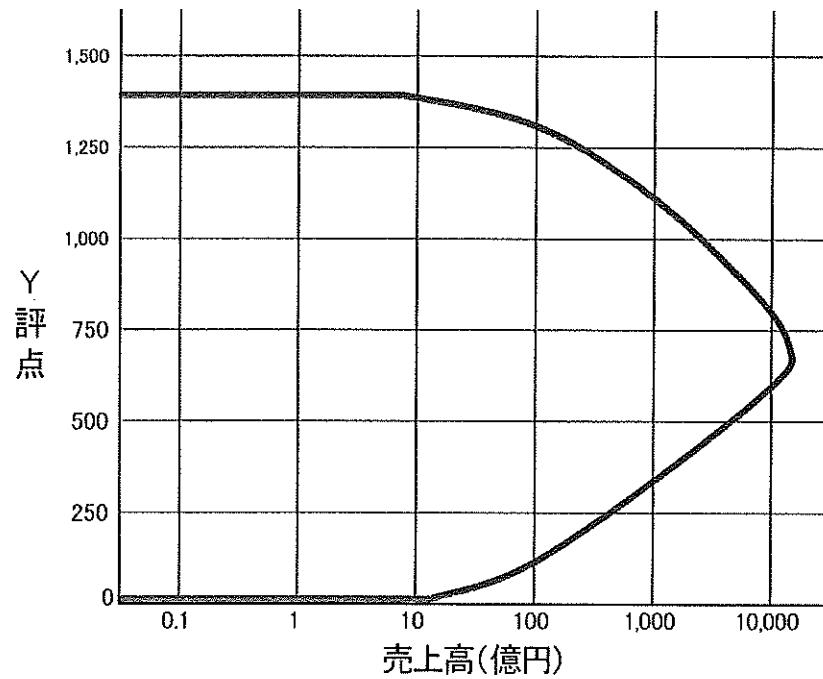
【改正後】



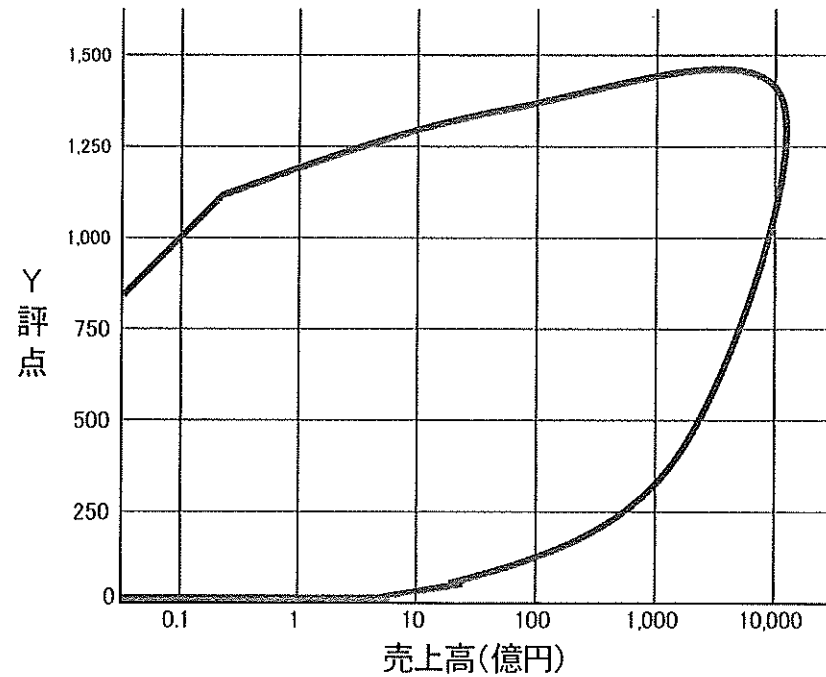
## 各評価項目の評点分布(Y)

- 現行と比べ、売上高が小さい層で評点の分布幅を小さく、売上高が大きい層では分布幅を大きくすることにより、評点分布の適正化を図る
- ペーパーカンパニーの過大評価が排除されるよう、指標を見直し

【現行】



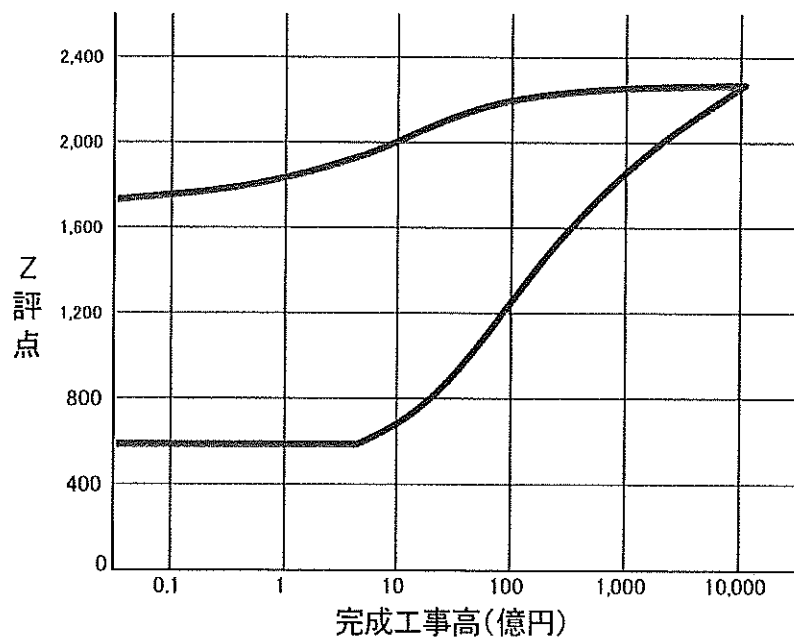
【改正後】



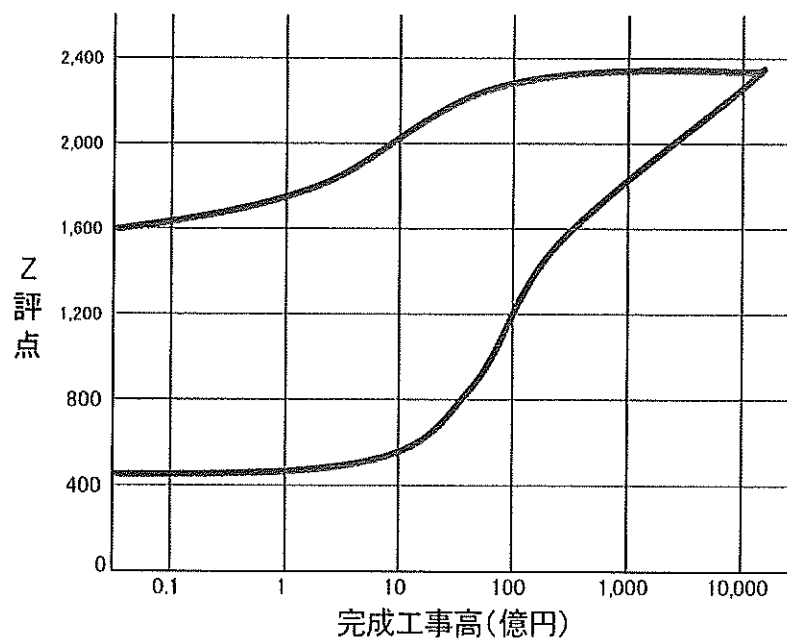
## 各評価項目の評点分布(Z)

- 評価項目として新たに元請完工高を追加
- 技術職員については、評価される業種を一人つき2業種までに制限(現行は制限なし)
- 評点テーブルを階段式から線形式に変更

【現行】



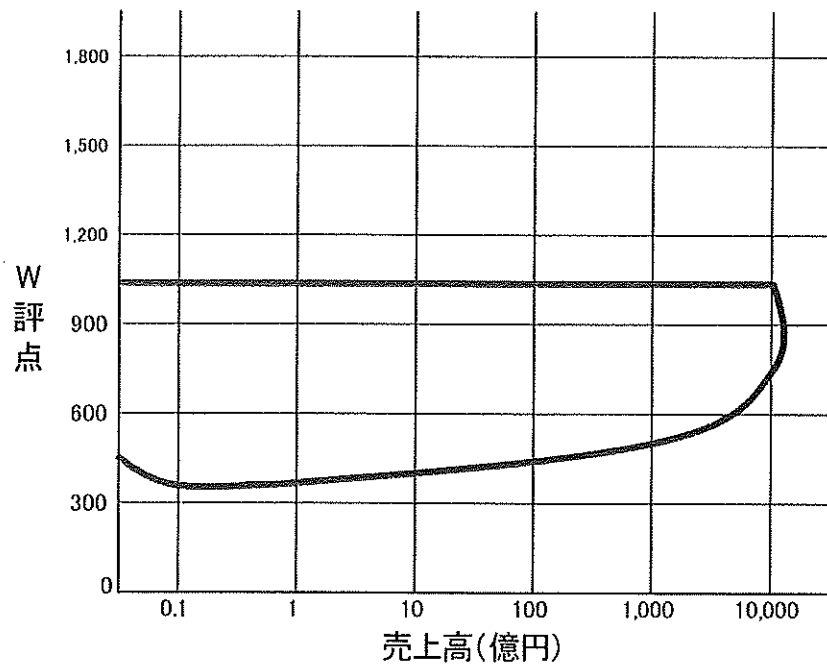
【改正後】



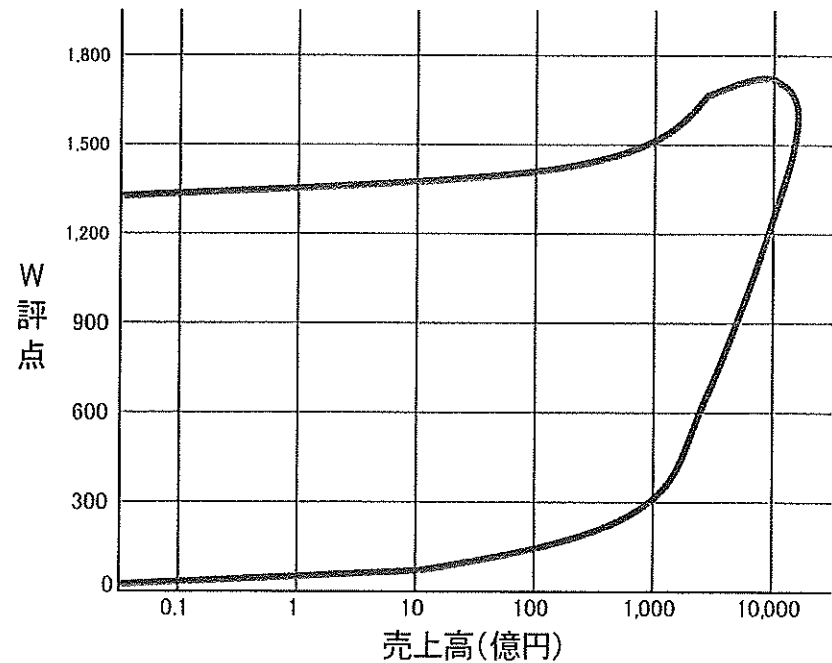
## 各評価項目の評点分布(W)

- 評点の上限を引き上げ、社会的責任の果たし方によって評点に差がつくよう評点テーブルを設計
- 法令遵守状況を評価項目に加える一方、自己申告による評価項目(工事安全成績・賃金不払状況)を廃止

【現行】

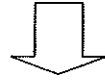


【改正後】



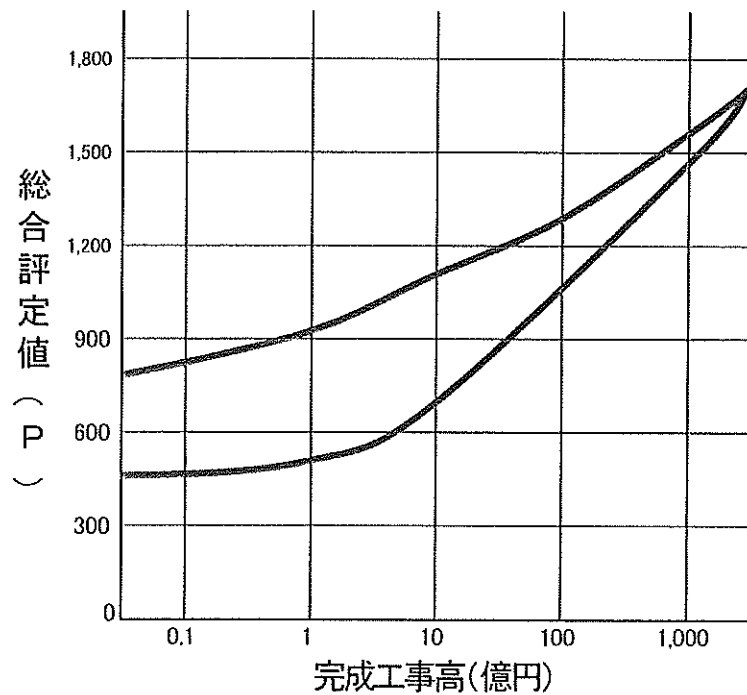
## 総合評定値(P点)の評点分布

○同じ完成工事高でも、経営の内容、社会的責任の果たし方によって差がつく評価項目及び基準を設定



○同じ完成工事高の建設業者でも、総合評定値の最高点と最低点の差が大きくなる評点分布となる

【現行】



【改正後】

